



○商工会理事会経過報告

【第2回】

日時 平成25年6月18日（火）

場所 飯舘村商工会臨時事務所

議題（1）会員の加入承認について

事業所名	代表者名	行政区	業種	部会
石の店タカハシ	高橋章友	長泥	石材	石材

- (2) 各委員会の構成について
- (3) 花いっぱい運動の実施について
- (4) 復興イベントについて
- (5) 役員研修会について
- (6) 会員交流イベントについて



【第3回】

日時 平成25年7月11日（木）

場所 飯舘村商工会臨時事務所

議題（1）会員の加入承認について

事業所名	代表者名	行政区	業種	部会
㈱テクノ芳賀	志賀悠莉奈	臼石	建設業（鉄鋼）	建設

- (2) 花いっぱい事業（案）について
- (3) 復興イベントについて
- (4) 役員視察研修会（案）について

○事務局からのお願い

平成25年度の商工会費（一律4,500円/年）、青年部（3,000円/年）・女性部費（2,000円/年）、青色申告会費（3,000円/年）をまだ納めて頂いていない会員事業所の方は、7月末までに会費の納入にご協力くださるようお願いいたします。

○新ネットde記帳講習会の開催について（ご案内）

商工会連合会で推進している、経理ソフト「ネットde記帳」が平成25年分よりバージョンアップし「新ネットde記帳」と呼び名も変わります。それに伴い、下記の日程で操作等の講習会を開催しますので是非ご参加下さい。

日時 平成25年8月19日（月）午後1時～午後3時30分
 場所 鹿島商工会館（南相馬市鹿島区鹿島字町39番地）



※参加希望の方は、申込が必要となります。「事業所名・参加者名・連絡先」を商工会事務局までお願いします。尚、**参加申込締切は平成25年8月8日（木）**です。

○ふくしま産業復興雇用支援事業(助成金)～被災者を雇い入れた事業主の皆さまへ～

申請期間 **平成25年7月26日(金)～8月2日(金)**

窓口での応募締切は午後5時まで

1 制度概要

被災求職者を雇用する場合に、県等の産業施策と一体となった雇用面(雇入れに係る費用)の支援をします。支援の期間は、支給要件を満たした雇入れ日から3年間とします。

2 対象事業所 (A、Bいずれかに該当する県内の事業所)

A 平成23年3月11日以降に、県が定める国又は地方自治体の補助金・融資の採択を受けた事業所。

B 上記以外の事業所で、県が定める成長分野、地場産業等の業種の事業所。

※選定に当たってはAの事業所を優先とします。

3 要件 (対象労働者)

【対象者】

県内在住の被災求職者(平成23年3月11日時点で県内に所在する事業所に雇用されていた者又は県内に居住していた者。新規卒業者を含む。)

【助成対象となる雇用】

平成23年11月21日以降平成25年8月2日(申請期限)までに雇用(再雇用を含む)した被災求職者。但し、再雇用の割合(雇入れ数に占める再雇用者数の割合)は8割以下。(再雇用者は新規雇用者の人数の4倍以下)

※短時間労働者は、雇用保険の一般被保険者(週20時間以上)の場合に限る。

【雇用期間】

「正規雇用」又は「1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの」

4 支給額等 (雇用者1人当たりの支給額)

・3年間の総額で最大225万円(1年目120万円、2年目70万円、3年目35万円)

・短時間労働者は、3年間の総額で最大110万円(各年の支給額は段階的に減額)

※再雇用者は、一人当たりの支給額が一部減額となる場合があります。

※助成金の総額は、1事業所につき1億円を上限とします。

※3年間を経過する日が、平成29年3月31日を超える場合は、平成29年3月31日

までとします。また、支給対象期間は3年ですが、その始期は知事が定める場合があります。



5 支給申請手続き

☆支給申請書の提出先

最寄りの地方振興局(地域づくり・商工労政課)まで持参または郵送(書留など配達記録が残る方法。締切日消印有効。)して下さい。なお、申請に係る経費は全て申請者の負担とします。

☆申請書類等

①ふくしま産業復興雇用助成金支給申請書(様式第1号)

②対象事業であることが分かる書類の写し(補助金の場合は交付決定の通知の写し。融資の場合は金銭消費貸借契約証書などの制度融資金等であることが分かる書類を添付。)

③雇用契約書の写しまたは雇用通知書の写し(有期契約の場合、更新可能の旨が判る内容であること)

④官公署で発行した対象労働者の氏名及び生年月日を確認できる書類の写し(住民票、運転免許証等の写し)

⑤雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しまたは雇用保険事業所被保険者台帳の写し

⑥求人票の写し(求人票の写しを添付できない場合は事業所の概要が判るもの)

⑦登記事項証明書及び税務申告書の写し(法人)、所得税申告書の写し(個人事業主)

⑧県税納税証明書(「未納がないこと」とする証明書)

⑨暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第1号別紙1)

⑩役員一覧(様式第1号別紙2) ※個人事業主も要提出。

⑪再雇用者に該当しないことの申立書(様式第1号別紙3)

⑫その他県が必要と認める書類(債権者登録申請書、振込先通帳の写し、就業規則の写し、定款の写し等)

☆提出部数

2部(添付書類を含めた正本1部、副本1部(コピー可))

※なお、提出された申請書類等の内容について、関係機関に照会する場合があります。

花いっぱい事業

○「緑のカーテン」設置作業を行いました

7月18日（木）時折雨の降りしきる中、花いっぱい事業の一環として村等の中小機構プレハブ事業で事務所及び工場を再開している会員事業所に「ゴーヤの緑のカーテン」を役職員で設置しました。

設置箇所は以下のとおりです。

霊山町：庄司石材店

川俣町：大澤自動車整備工場、

さかもと理容

オートショップ山田・美容室ジュン

鹿島区：ノエビア福島相双販社（鹿島店）

松川町：中華琥珀、志賀製作所

飯野町：タムラ建築、

いいたて村までい企業組合

飯舘村商工会臨時事務所



○経営・労務管理面で困っている中小企業の皆様へのご案内

～福島県最低賃金総合相談支援センターをご利用下さい。この事業による相談はすべて**無料**です。～
中小企業の皆様に

- ①電話による相談
- ②相談センターにおける相談（今年度から出張相談も）
- ③専門家が事業所を訪問する相談
- ④セミナーの開催等

経営改善・労働条件管理の見直し等の相談支援を行います。

特に高齢者の労務管理・働き方を見直しに大きな影響を持つ高齢者雇用安定法や労働者派遣法、労働契約法の改正等への対応は急務です。

最低賃金を引き上げるためには

生産性の向上など経営改善と賃金支払い能力向上を図ると同時に

賃金制度、労働時間、安全衛生体制などの見直しが必要です

次のような問題は気軽にご相談ください

- 定年延長や再雇用の対応はどのようにするか？
- 派遣法改正による派遣受入れにはどう対応すればよいのか？
- 非正規社員（有期契約）の雇用管理をどうすればよいのか？
- うつ病の社員にどう対応すればよいのか？
- 様々な法律改正に対応するため就業規則はどう見直せばよいのか？
- 他に当社で活用できる助成金はないのか？診断してほしい・・・。
- 最低賃金800円時代に対応するには・・・。
- その他経営・労務に関すること。

福島県最低賃金総合相談支援センターでは、これらの課題に対し中小企業の皆様にセンターの窓口相談、出張相談や県内各地に配置した専門家が事業所を訪問する相談支援を行います。尚、関与社会労務士がいる場合はその社会保険労務士にご相談下さい。

※相談内容は秘密を厳守します！

※申込書は商工会窓口にございます。

【相談窓口】

福島県社会保険労務士会 福島県最低賃金総合相談支援センター

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 TEL024-526-2270 FAX024-534-5432
営業時間等：月～金9：00～17：00（土・日、祝日を除く月18日）



○商工会女性部ピラティス教室&陶芸教室を開催しました

7月9日(火) 毎月1回行っているピラティス教室終了後、今回は場所を移動して福島市「福島カルチャーホール」にて陶工房「磨久」佐藤明美先生指導のもと陶芸教室を開催しました。

教室では、カップやお皿など思い思いに製作し焼き上がりが楽しみなところですよ。女性部では、随時参加者を募集しています。今回2名の方に新たに参加して頂きました。



○飯舘村勤労者互助会会員福利厚生事業

「さくらんぼ狩り・懇親会」を開催しました

勤労者互助会では、未組織(労働組合の組織されていない)事業所に働く労働者の生活や労働福祉の向上を図るため設立され、「共済事業」「レクリエーション事業」などの活動をしています。今回は福利厚生事業の一つとして7月7日(日)に山形県米沢市の我妻観光果樹園でさくらんぼ狩りを楽しんでから、場所を移動して福島市飯坂町ホテル聚楽内に隣接し今年オープンした「花ももの湯」にて入浴をした後、聚楽内のライブキッチン花ももで懇親会を開催しました。当日は会員、会員の家族等含めて約40名参加のもと会員の交流が図れた楽しい一日でした。

今後、県勤労者互助会連絡協議会主催「ボウリング大会」、村勤労者互助会「懇親パーティー」などを予定しております。



※飯舘村勤労者互助会では、会員を募集しています。商工会員事業所で、ご興味・ご加入の希望等ございましたら、事業所へお伺いして互助会の内容説明をさせて頂くこともできますので、商工会事務局までご連絡下さい。

会員の資格は、飯舘村内に事業所を有する事業所の従業員及び事業主または、飯舘村内に居住する勤労者。ただし、期間を定めて雇用されている方、試用期間中の方は除きます。

入会金500円、会費月600円(内500円は共済掛金)